

大島商船高等専門学校における外国の大学等との国際交流プログラムの 修了による単位認定の取扱いについて

平成 26 年 4 月 1 日

校 長 裁 定

第 1 条 この取扱いは、大島商船高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 14 条の 4 第 3 項の規定に基づき、外国の大学等との国際交流プログラム（以下「プログラム」という。）の修了による単位認定に関し、必要な事項を定める。

第 2 条 大島商船高等専門学校（以下「本校」という。）において単位認定の対象とするプログラム及び認定単位数は、次のとおりとする。

- (1) SMA 学生交流プログラム（シンガポールプログラム） 1 単位
- (2) KCC 英語研修プログラム（カウアイプログラム） 2 単位

第 3 条 前条各号に掲げるプログラムの修了により単位修得の認定を受けようとする者は、「国際交流プログラム修了による単位修得認定願」（別紙様式 1）に修了証明書（受入先機関発行のもの（様式適宜）及び本校発行のもの（別紙様式 2））及びプログラム学修報告書（別紙様式 3）を添付のうえ、校長に申請しなければならない。

第 4 条 校長は、前条の規定による申請があった場合において、プログラムの修了による成果が単位の認定に相応しいと認められるものについて、単位の修得を認定することができる。

第 5 条 認定された修得単位は、指導要録の「学習の記録」欄に、プログラム名、単位数及び合格の評価を記載するものとする。

第 6 条 第 4 条の規定により認定された単位数を学則第 14 条の 2 に規定する全課程修了の認定に必要な単位数に算入する場合の区分は、一般科目とする。

第 7 条 第 4 条の規定により認定された単位数は、「大島商船高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程」（以下「進級等規程」という。）第 14 条第 2 号に規定する修得累計単位数に含めることができるものとする。

第 8 条 第 4 条の規定により認定された単位数は、進級等規程第 16 条の規定にかかわらず、原学年に留まった場合においても有効とする。

附 則

この取扱いは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式 1

大島商船高等専門学校における
国際交流プログラム修了による単位修得認定願

平成 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科名
学 年
学籍番号
氏 名

印

下記のとおり国際交流プログラムを修了したので、本校における修得単位として認定し
てくださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

- 1 認定を願い出る国際交流プログラム名及び単位数（該当するものを で囲んでください。）
 - ・ S M A 学生交流プログラム（シンガポールプログラム） 1 単位
 - ・ K C C 英語研修プログラム（カウアイプログラム） 2 単位
- 2 添付書類
 - ・ 受入先機関の長発行の修了証明書（様式適宜）
 - ・ 本校発行の修了証明書（別紙様式 2 ）
 - ・ 国際交流プログラム報告書（別紙様式 3 ）

平成 年 月 日

国際交流プログラム学修証明書

下記のとおり
証明します。

において、国際交流プログラムを修了したことを

証明者 大島商船高等専門学校
国際交流推進室長

印

学 科 ・ 学 年	
学 生 氏 名	
受 入 先 機 関 名	
国 際 交 流 プ ロ グ ラ ム 名	
学 修 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
摘 要	

別紙様式 3

国際交流プログラム学修報告書

平成 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学 科 ・ 学 年	
学 生 氏 名	
受 入 先 機 関 名	
国 際 交 流 プ ロ グ ラ ム 名	
学 修 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

国際交流プログラムの内容（概要・所感）